

かみいち福祉の里

2016年
2月1日

ニュース

NO.148

仮認定 特定非営利活動法人 かみいち福祉の里

〒930-0312 富山県中新川郡上市町東江上 288 番地

電話 076-473-3313 fax.076-473-2941

e-mail fukushinosato@kami1294.com

<http://www.kami1294.com>

一般事業主行動計画を策定しました。

富山労働局雇用均等室より「次世代育成支援対策推進法」(以下「次世代法」と略記)に基づく届け済み“一般事業主行動計画”が平成28年3月で満了となるので、次期の行動計画をあらためて策定の上、提出するよう指示がありました。

今よりさかのぼる6年前、平成22年4月1日に、最初の行動計画を策定しています。

当時、当NPO法人として**育児休業**(産後休暇明けと同時に利用し、子が満1歳を迎えました。)→育児短時間勤務(毎日6時間勤務・1年間となりました。)第1号の適用がありました。

そのご、二人目の育児休業もありました。

6年間のうちに、国の育児休業給付率、育休中の社会保険料の免除制度など漸次、改善されています。

今回は平成28年4月1日～平成31年3月31日、3年間の行動計画を策定し提出しました。

目標2では、**子供の出生時における育児休業の取得を促進する。また、休業後の職場復帰と育児支援に資するための情報提供等をおこなう。**…として具体的支援策を別に決めました。

平成28年2月3日

認定 NPO 法人申請中

→→→

実地調査があります。

3年前の平成25年4月1日に、富山県指令 男女37号により、平成28年3月31日を有効期限とする「仮認定」を受けました。

平成27年12月1日付けで、当社より、所管の富山県 男女参画・県民協働課=富山県知事殿あてに「認定NPO法人申請書」を提出済みであります。すでに書面審査がおこなわれています。

来る2月3日、4日には、財務諸表の内容・保管、総会理事会等の運営・議事録、広報、総務全般について実地調査があります。富山県内にある約360社NPO法人のうち、当社を含む、僅か3社のみが、仮認定・認定されている狭き門となっており、今回の認定申請についての可否が決まるまでの間、当面、緊張が続きます。

きよねん 4 月実施の

介護報酬 大幅引き下げ

介護事業の倒産の引き金に!!

事業所が受けた正味手取り収入の減額幅は

デイサービスで ▲9.8%

ショートステイで ▲4.5%

グループホームは ▲5.7%

となっています。

当 NPO 法人の場合 平成 27 年度で 年間約 650 万円の減収です。

右の新聞報道では ▲2.27% となっています。

国会の政府説明は ▲2.27% です。

上市町議会答弁も ▲2.27% です。

これは 名目の減収幅です。

事業経営にゆとりが無くて、心ならずも他産業に比べて介護職の支払賃金が極端に低くその補填のため国会決議に基づき「介護職員処遇改善加算」が介護報酬の一部として毎月支払われています。

これは右から左⇐職員賃金に全額充当されます。この増額金額を事業収入に加えて差し引きすれば 2.27% という名目% となります。



パブリック サポート テスト 寄附進捗表

仮認定NPOとして3年目の平成27年度PSTは 年間目標100先として4月1日にスタートし、平成28年3月31日を期限としています。ご寄附金額¥3,000以上を1先として集計しています。この制度は **特定非営利活動促進法に基づき運営**されています。

4月1日よりスタート	先数	ご寄附金額
平成25年度 達成	106 先	1,316,900 円
平成26年度 達成	103 先	14,072,500 円
平成27年度 達成	119 先	950,240 円

なお 理事等役員の寄付金は PSTには カウントしない ルールであり 今期は 4名の理事から 上表とは別に ¥374,753 の寄附があります。広く ご支援を賜っている 各位に 深く感謝を申し上げます。